

代議員及び予備代議員の選出等に関する規程の一部改正について

現行規程	見直し案	備 考
代議員及び予備代議員の選出等に関する規程 理事会は、定款第 15 条第 3 項の規定に基づき、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の代議員及び予備代議員の選出等に関する規程を次のように定める。 （目 的） 第 1 条 この規程は、本会が団体会員である都道府県不動産鑑定士協会（以下、「士協会」という。）の協力を得て、定款第 15 条に規定する代議員及び予備代議員選出方法を定めることを目的とする。 （代議員の定数・任期・選挙区） 第 2 条 この規程に基づく代議員の選出は平成 25 年から隔年で実施するものとし、その任期は同年に開催される総会の終了後から翌々年 6 月の通常総会終了時までとする。 2 代議員の選挙区は、47 都道府県の選挙区（以下、「都道府県選挙区」という。）及び全国選挙区の 2 種類とし、本会の正会員または特別会員である者で、かつ本会の団体会員である士協会の正会員である者は所属士協会の都道府県選挙区の選挙人、士協会の正会員でない者については全国選挙区の選挙人とする。 3 代議員の選出に係る選挙人については、選挙実施年の 1 月 1 日現在の本会に所属する正会員及び特別会員を基に、士協会への所属状況を調査確認の上確定する。 4 代議員の定数は、前項及び前々項の選挙人を選挙区別に 50 の商で、かつ端数を切り上げた数を基準として選挙実施年の 1 月から 2 月までの間に定める。 5 代議員の任期が満了しても、後任者が選出されるまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。 （選挙公示と代議員の選出期間） 第 3 条 本会は、代議員の選出を行う旨の公示を選挙実施年の 2 月末までに行う。 2 代議員の選出は公示日以降 5 月末までの間に実施しなければならない。 （選挙の管理） 第 4 条 会長は、代議員の選挙管理を公正、円滑に遂行するため選挙管理委員会を設ける。 2 選挙管理委員会は代議員及び予備代議員（以下、「代議員等」という。）の選挙を実施する。 3 選挙管理委員会は、役員選挙規程第 15 条に基づく選挙管理委員会の正副委員長並びに委員をもって構成する。 4 選挙管理委員会は、都道府県選挙区に選挙管理委員会選挙区委員（以下、「選挙区委員」という。）1 名を置くものとする。なお、都道府県選挙区委員の委嘱は選挙管理委員会の議を経て、選挙管理委員長が行う。 5 都道府県選挙区委員は、当該選挙区に存する士協会が推薦する。 6 選挙管理委員会は、原則として都道府県選挙区に係る代議員選挙事務を選挙区委員に委任することにより実施する。 （事務補助者の雇用） 第 5 条 選挙管理委員会は、選挙事務補助者を雇用することができる。 2 選挙管理委員会の委員長は、会長の承認を得て、本部事務局の職員（事務局長を除く。）	（選挙公示と代議員の選出期間） 第 3 条 本会は、代議員の選出を行う旨の公示を選挙実施年の 4 月に行う。 2 代議員の選出は公示日以降 5 月末までの間に実施しなければならない。	・代議員の選出期間は選挙実施年の 4～5 月の間、各選挙区にて行う。 なお、公示文書等は 3 月の「鑑定のひろば」発送時に併せて送付する。

現行規程	見直し案	備 考
に、前項の補助者を兼ねることを委嘱することができる。 3 選挙区委員は、選挙管理委員会及び士協会会長の了承を得て、当該選挙区に存する士協会事務局の職員を、前々項の選挙事務補助者として委嘱することができる。 (代議員候補者) 第6条 正会員及び特別会員は、定款第13条第2項第2号の規定に基づき会員権を停止されていない者（以下、「会員」という。）を原則とし、立候補届出書を選挙管理委員会に提出することにより候補者となることができる。 2 第4条第6項に基づき、都道府県各選挙区に係る代議員選挙事務を選挙区委員に委任している場合は、前項の届出書は選挙区委員宛に選挙区委員が指定した場所に提出するものとする。 (代議員候補者の辞退) 第7条 候補者となった者は、候補者辞退届出書を選挙管理委員会に選挙期日の前日まで提出して候補者を辞退することができる。 2 前項により辞退した者は、当該選挙において再び代議員候補者となることができない。ただし、第9条第1項第2号の予備代議員となることを妨げない。 3 第4条第6項に基づき、選挙管理委員会が都道府県各選挙区に係る代議員選挙事務を選挙区委員に委任している場合にあっては、前項の届出書は選挙区委員宛に選挙区委員が指定した場所に提出するものとする。 (代議員及び予備代議員の選任) 第8条 代議員の選出にあたっては、第5条に基づき立候補した者（ただし、前条に基づき候補者を辞退した者は除く。）を代議員等候補者として、選挙区ごとに本会の正会員及び特別会員による選挙により選任する。 2 選出は、下記のいずれかの方法により行う。 (1) 各都道府県選挙区選挙区委員（全国選挙区においては選挙管理委員会）において定めた投票用紙に単記無記名で代議員候補者の氏名を記載し、郵送により投票する方法。 (2) 選挙区に存する選挙人が、所属する選挙区の選挙区委員の指定した日時及び投票所に赴き、同委員の定めた投票用紙に単記無記名で代議員候補者の氏名を記載し、投票する方法。 (3) その他上記以外の民主的手続きにより代議員を選出する場合。ただし、この方法を用いるにあたっては、選挙区委員が選挙管理委員会にその旨届出を行い、選挙実施前に選挙管理委員会の同意を得なければならない。 3 選挙管理委員会は、有効得票数の多い代議員候補者から、当該選挙区の定数に充つるまでを当選人とし、当該候補者にその旨を通知しなければならない。 4 選挙管理委員会は、次点者から順に、代議員候補者を予備代議員としての当選人とし、当該候補者にその旨を通知しなければならない。なお、予備代議員の数は、当該選挙区の代議員定数を限度に全国選挙区においては選挙管理委員会が、その他については所属する選挙区の選挙区委員が定める。 5 前項及び前々項の場合において、得票数が同数の者があるときは、所属する選挙区の選挙区委員または全国選挙区においては選挙管理委員会の抽選によって、代議員当選人又は予備代議員当選人を定める。 6 代議員として選任された者は、その選挙の期日後において、選挙人としての資格を有しなくなったときはその職を失い、この場合予備代議員が順位に従いその地位を引継ぐ。 (予備代議員) 第9条 各選挙区においては、代議員立候補者の中から、下記の方法により、予備代議員を各選挙区の代議員定数と同じ数まで定めることができる。		

現行規程	見直し案	備 考
(1) 代議員選挙の結果、次点以下となった者。なお、代議員に繰り上がる順位は得票順とする。 (2) 第 7 条に基づき代議員候補者を辞退した者が予備代議員の就任を希望し、かつ予備代議員の定数に空きがある場合。	<u>(補充選出等)</u> <u>第 10 条 第 2 条第 4 項で定める代議員総数に対して、代議員現在数に欠員が生じても、代議員の充足率が 90%を上回る場合は、次期の代議員選挙まで代議員を補充しないことができる。ただし、次の場合はその限りではない。</u> <u>(1) 第 9 条に基づき、各選挙区で予め選出されている予備代議員が、予め定められた順番により代議員として繰り上げ当選する場合</u> <u>(2) 各選挙区の選挙区委員の判断により、代議員又は予備代議員の補充選出の実施を決定し、選出を実施する場合</u> <u>(3) 選挙管理委員会が欠員となっている代議員を補充選出する必要を認めた場合</u> <u>2 前項にかかわらず、各選挙区の中で代議員が 1 名以上確保できていない選挙区がある場合には、当該選挙区を対象に補充選出を行う。</u>	・平成 27 年度に選出された代議員総数 129 名の場合、充足率 90%以上は 117 名となり、これが、代議員現在数として最低限必要な数となる。 ・第 10 条第 2 項は、代議員定数を各選挙区に割り振る際の各選挙区（都道府県）に最低限 1 名定員を割り当てるとした方針を踏まえての規定。
(選挙管理委員会への報告) 第 10 条 各都道府県の選挙区委員は、当該選挙区の選挙の経過及びその結果を選挙管理委員会に当選人確定から 1 週間以内に報告しなければならない。	(選挙管理委員会への報告) <u>第 11 条</u> 各都道府県の選挙区委員は、当該選挙区の選挙の経過及びその結果を選挙管理委員会に当選人確定から 1 週間以内に報告しなければならない。	条数が繰り下げ。
(代議員の決定) <u>第 11 条 選挙管理委員会は、各選挙区の選挙結果を本会ウェブページへの掲載を通じて会員に対して公表しなければならない。なお、投票結果の本会ウェブページへの掲載をもって、代議員への就任が決定したものとする。</u>	(代議員の決定) <u>第 12 条</u> 選挙管理委員会は、各選挙区の代議員選出結果について、代議員選出年に開催される総会に報告した後、本会ウェブページへの掲載を通じて会員に対して公表しなければならない。なお、投票結果の本会ウェブページへの掲載をもって、代議員への就任が決定したものとする。	・代議員の選出結果については、実務上、ウェブページへの掲載の前に総会に報告を行っていることを踏まえて修正。
(補 則) 第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、選挙管理委員会がこれを定める。	(補 則) <u>第 13 条</u> この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、選挙管理委員会がこれを定める。	
附 則（平成 25 年 1 月 22 日制定） この規程は、平成 25 年 1 月 22 日からこれを施行する。	附 則（平成 25 年 1 月 22 日制定） この規程は、平成 25 年 1 月 22 日からこれを施行する。 附 則（平成 28 年 12 月 日制定） <u>この規程は、平成 28 年 12 月 日からこれを施行する。</u>	【スケジュール】 ・ 9 月 見直し案検討 ・ 9 月 改正案検討 ・ 10 月 会員意見募集手続き ・ 12 月 役員会上程